八王子市教育委員会
いじめの防止等に関する基本的な方針

八王子市教育委員会

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅰ　いじめの防止等に関わる基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　１　いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　２　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　４　いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　（１）いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　（２）いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　（３）いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　（４）保護者（家庭）や地域、関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・　４

Ⅱ　いじめの防止及び解消に向けた取組に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　１　八王子市及び八王子市教育委員会における取組・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　（１）八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の策定・・・　６
　（２）八王子市子どもの安全安心連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　（３）八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　（４）八王子市いじめ問題調査委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　（５）いじめの防止等に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　（６）教員研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　（７）相談体制等の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　（８）保護者や地域等への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　（９）学校評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　２　市立学校における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　（１）学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　（２）「学校いじめ対策委員会」の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　（３）未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　（４）早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　（５）早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　（６）相談体制等の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　（７）教職員の意識向上と組織的対応の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　（８）インターネットを通じて行われるいじめへの対応・・・・・・・・・・・・２４
　（９）いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　３　保護者（家庭）の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　４　地域・関係機関の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

Ⅲ　重大事態に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　１　重大事態の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　　（１）重大事態の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　２　重大事態発生時の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
　　（１）重大事態の該当性判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
　　（２）報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
　３　重大事態発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
　　（１）被害児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援・・・・・・・・・・・　３０
　　（２）加害児童・生徒に対する指導及び支援・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
　　（３）周囲の児童・生徒に対する指導・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
　　（４）保護者（家庭)、地域、関係機関との連携による問題解決 ・・・・・・・　３３
　４　調査の主体と組織、実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
　　（１）調査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
　　（２）調査の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
　　（３）調査組織の構成と種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
　　（４）被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明・・・・・・・・・・・　３６
　　（５）事実関係を明確にするための調査の内容と方法・・・・・・・・・・・・・　３６
　　（６）調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
　　（７）調査資料の保存及び開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
　５　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・・・・・・・・・・　４０
　　（１）再調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
　　（２）再調査の結果を踏まえた措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

Ⅳ　その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・・・・・　４２
　１　八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の見直し・・・・　４２
　２　学校いじめ防止基本方針の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

※ 本方針における「市立学校」とは、市立小・中学校及び義務教育学校を指します。

はじめに

この「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」は、「いじめを許さないまち八王子条例」の考えを八王子市教育委員会として具現化するために示すものである。

「いじめを許さないまち八王子条例」

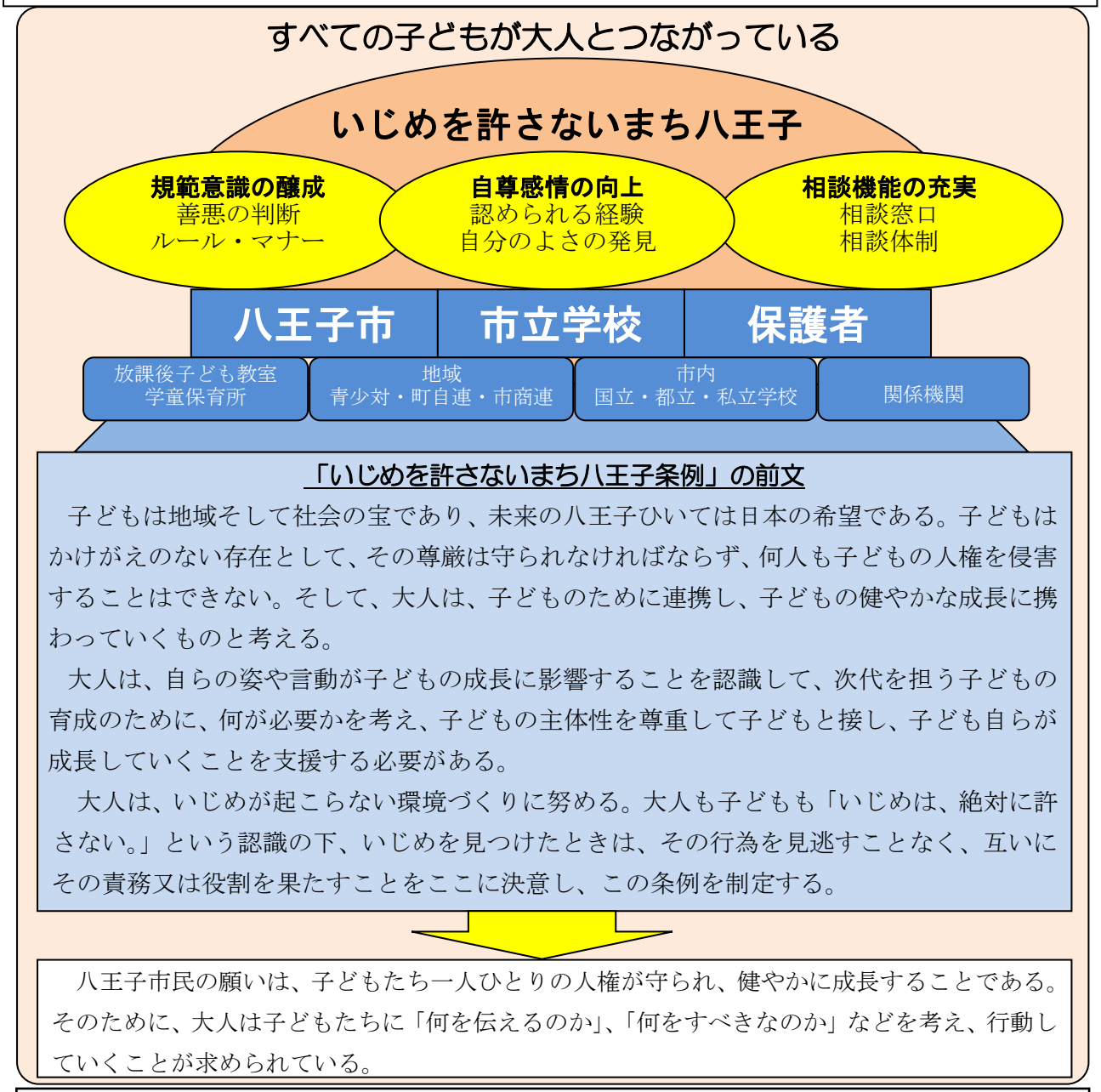

「いじめを許さないまち八王子条例」の前文

子どもは地域そして社会の宝であり、未来の八王子ひいては日本の希望である。子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守られなければならず、何人も子どもの人権を侵害することはできない。そして、大人は、子どものために連携し、子どもの健やかな成長に携わっていくものと考える。

大人は、自らの姿や言動が子どもの成長に影響することを認識して、次代を担う子どもの育成のために、何が必要かを考え、子どもの主体性を尊重して子どもと接し、子ども自らが成長していくことを支援する必要がある。

大人は、いじめが起こらない環境づくりに努める。大人も子どもも「いじめは、絶対に許さない。」という認識の下、いじめを見つけたときは、その行為を見逃すことなく、互いにその責務又は役割を果たすことをここに決意し、この条例を制定する。

八王子市民の願いは、子どもたち一人ひとりの人権が守られ、健やかに成長することである。そのために、大人は子どもたちに「何を伝えるのか」、「何をすべきなのか」などを考え、行動していくことが求められている。

◇いじめ問題に対応するための視点◇

- ○　児童・生徒の些細な変化やサインを見逃さず、対応しようとする教職員の意識の向上
- ○　一人（一部）の教職員が抱え込むことなく、学校全体でいじめに対応する組織の構築
- ○　児童・生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくり
- ○　児童・生徒の自己肯定感、自己有用感を醸成する取組の充実
- ○　児童・生徒が主体的にいじめについて考え、行動する機会の設定
- ○　保護者（家庭）、地域、関係機関等との連携の強化
- ○　重大事態への適切な対処
- ○　当該児童・生徒への支援

Ⅰ　いじめの防止等に関わる基本的な方向性

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念 - 「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第３条　いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。

２　市、学校、保護者その他子どもと関わるものは、積極的に連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、それぞれが責務又は役割を自覚し、いじめの防止等に取り組まなければならない。

○いじめに苦しむ児童・生徒を一人でも多く救うために、大人は「いじめは人権侵害である」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」そして「どの子どもも幸せに生きる権利がある」ということをそれぞれの立場で、児童・生徒に理解させていく役割と責任があります。

○いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題であるという認識をもち、全ての児童・生徒が安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい自分の力を発揮できるよう、児童・生徒を取り巻く大人が連携していじめの防止等に向けた積極的な行動を取ります。

２　いじめの定義

（定義 - 「いじめ防止対策推進法」から）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って対応します。

○「いじめられていることは恥ずかしい」「いじめを受けていることを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などと考える児童・生徒がいることを前提に、いじめが疑われる場合や本人が「いじめられていない」と回答したとしても、安易にいじめに当たるか否かを表面的・形式的に行うことなく、いじめが疑われる児童・生徒や周辺の状況等を確認の上、客観的に判断し対応します。

○児童・生徒の特性から本人がいじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識がない場合であっても対応します。

○いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第２２条）を活用します。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味しています。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを踏まえ、背景にある状況の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかを判断します。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該の児童・生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

○いじめられた児童・生徒の立場に立って、いじめと判断した場合でも、必ずしも厳しい指導を要するとは限りません。

・好意から行ったことでも相手側の児童・生徒の心身に苦痛を感じさせた場合

・軽い言葉で相手を傷つけたが、教師の指導によることなく、すぐに加害児童・生徒は謝罪をして良好な関係を再び築けた場合

○いじめの中には犯罪行為として扱われるものや児童・生徒の心身又は財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報する必要がある場合があります。このようないじめの場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上であったとしても、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

３　いじめの理解

○いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、いじめを行う者、いじめを受けている者は、その状況により立場が変わる場合もあります。

○いじめは、加害・被害という二者関係だけではなく、その状況を面白がったりはやし立てたりする「観衆」、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っている「傍観者」の存在がさらにいじめを助長している場合があります。

○ことの始まりは、からかいや些細なふざけ合いによるいじめであっても、その行為が継続する又は多数による行為となることで、執拗に相手を追い込む言動、さらには暴力を伴ういじめへと発展するケースがあります。このことは、被害を受けている児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。

○いじめの行為や態様によっては、いじめではなく犯罪行為として取り扱われるものもあります。

○いじめは、大人の見ているところで行われることはごくまれです。また、大人の前で行われていた場合も、気付かれないような言動によるものが多くあります。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童・生徒の些細な変化などサインを見逃さないようにする必要があります。

○大人が他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった振る舞いが、児童・生徒に影響を与えている可能性があることを大人は自覚する必要があります。

○いじめの要因や背景は、本人の状況、児童・生徒の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等さまざまです。いじめの行為については厳しく指導を行いますが、生活指導上の問題として捉えるだけでなく、その後の支援として、被害を受けた者だけではなく、加害の行為を行った者に対してもきめ細やかに継続的に行っていく必要があります。

○大人のいじめの理解をさらに深めるため、児童・生徒に関わる大人（関係機関）が情報交換、意見交換を行います。また、学校の教職員に対する年３回以上のいじめに関わる研修を実施します。

４　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの防止

○児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促します。

○児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動の充実を図ります。

○児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒がストレスに適切に対処できる力を育みます。

○全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行います。

○いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭)、関係機関と一体となって取り組みます。

（２）いじめの早期発見

○児童・生徒が、一人以上の大人に相談できる環境づくりを行います。

○児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく組織的に情報を共有し、判断して対応します。

○いじめの早期発見のために、年３回以上のアンケート調査を行います。（記名・無記名、選択式・記述式、学校実施・持ち帰り等、形式を工夫します。）

○地域や保護者（家庭）と連携した児童・生徒の見守り体制をつくります。

（３）いじめへの対処

○いじめへの対処は組織的に行うことを原則とします。

①研修等を通して、いじめを把握した場合の対処の仕方について理解を深めます。

②学校における組織的な対応を可能とする体制整備をします。

○いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行います。

○いじめの行為に対しては、毅然とした指導を行い、直ちにその行為をやめるようにします。あわせて、いじめをしたとされる児童・生徒に対しては、事情を確認するだけではなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行います。

○いじめへの対処は学校だけではなく、保護者（家庭)、教育委員会と連携し、事案によっては関係機関と連携します。

○重大事態が疑われる場合には、躊躇することなく関係機関と連携し、対応します。

（４）保護者（家庭）や地域、関係機関との連携

○学校運営協議会をはじめ、PTA 等保護者との組織、地域の関係団体、関係機関と、いじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について連携して対策を考えます。

○より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校は地域、保護者（家庭)、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築します。

○児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導に十分な効果が表れない場合などには、関係機関と適切に連携します。
○学校や教育委員会は、関係機関との適切な連携が図られるよう、平素より関係機関の窓口（担当者）を明確にするとともに、連携会議等による情報共有体制を構築します。

Ⅱ　いじめの防止及び解消に向けた取組に関する事項

１　八王子市及び八王子市教育委員会における取組

（１）八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の策定

（地方いじめ防止基本方針－「いじめ防止対策推進法」から）

第１２条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（いじめの防止等に関する方針－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第１０条　市は、この条例の趣旨に基づき、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項についての方針を定めるものとする。

八王子市は「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、文部科学省が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」と、東京都教育委員会が策定した「いじめ総合対策【第２次・一部改訂】」を参考にして、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進するため、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」を定めます。

ア　基本理念

市の基本的な方針は、国の基本的な方針と学校いじめ防止基本方針とを結び付けるものであり、学校のいじめの防止等の取組の基盤となります。

イ　見直し

いじめの防止等に向けて、より効果のある取組を実施するため、この基本的な方針が市の実際の姿に合ったものとなり、機能しているかを年度ごとに点検し、必要に応じて見直します。その際、国や都の動向も踏まえます。

（２）八王子市子どもの安全安心連絡協議会

（いじめ問題対策連絡協議会－「いじめ防止対策推進法」から）

第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（八王子市子どもの安全安心連絡協議会－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第１１条　市長は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第１４条第１項の規定に基づき、学校、教育委員会、警視庁、児童相談所その他の関係者により構成する八王子市子どもの安全安心連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

市長は、学校と地域、関係機関とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、いじめ防止対

策推進法及び「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、「八王子市子どもの安全安心連絡協議会」を設置します。

ア　構成員

教育委員会、警察関係者、児童相談所職員、地域関係者、保護者代表、学校関係者、市職員で構成されます。

イ　役割

この連絡協議会は、いじめの防止等について、そのための対策の推進に関する事項、関係する機関及び団体の連携に関する事項について連絡・調整、協議を行います。

（３）八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会

（いじめ問題対策連絡協議会－「いじめ防止対策推進法」から）

第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

３　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第１２条　教育委員会は、第１０条第１項に規定する方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第１４条第３項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

ア　構成員

学識経験を有する者、専門的知識（法律、医学、心理、福祉等）を有する者、警察関係者、福祉関係者、地域関係者、保護者代表、学校関係者等で構成されます。

イ　役割

○この委員会は、教育委員会から意見を求められた場合、市の基本的な方針に基づくいじめの防止等のための調査や研究、効果のある対策の検討や実施している施策の実効性等を検証するために専門的な立場から議論を行うとともに、必要があると認めるときは教育委員会に意見を述べることができます。

○市立学校において重大事態が発生し、教育委員会が調査主体となった場合は、この委員会が調査を速やかに行い、その結果を教育委員会に報告します。【P.２７からP.４１までを参照】

（4）八王子市いじめ問題調査委員会

（公立の学校に係る対処－「いじめ防止対策推進法」から）

第３０条　地方公共団体が設置する学校は、第２８条第１項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

（八王子市いじめ問題調査委員会－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第１３条　市長は、法第３０条第１項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、同条第２項の規定に基づき、市長の附属機関として八王子市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

ア　構成員

学識経験を有する者、専門的知識（法律、医学、心理等）を有する者で構成されます。

イ　役割

いじめ問題調査委員会は、市長が必要と認めるとき、「八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会」又は「学校いじめ対策委員会」が行う重大事態の調査結果について再調査を行い、その結果を市長に答申します。

（５）いじめの防止等に対する取組

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上－「いじめ防止対策推進法」から）

第１８条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（人材の確保及び資質の向上－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第１４条　市は、市立学校においていじめの防止等に関する取組を推進するため、人材の確保その他必要な措置に努めるものとする。

２　市は、市立学校の教職員及び市職員に対し、いじめの防止等に関する研修及び情報提供を行い、いじめの防止等を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　市は、市立学校が行ういじめの防止等に関する取組について必要な調査及び検証を行い、その結果を市立学校間で共有し、それぞれの市立学校で行われる取組の充実が図られるよう努めるものとする。

ア　未然防止

（ア）児童・生徒の主体的な行動に対する支援

○児童・生徒が学級活動や児童会・生徒会活動の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動を支援します。

○児童・生徒が取り組むいじめ防止に関する活動について、議論したり意見交換したりできる機会を提供します。

（イ）児童・生徒を対象にした意識調査の全校実施

○児童・生徒のいじめに関する意識調査を実施します。

イ　早期発見

（ア）学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実のための指導

○市立学校において学校単位でのアンケート調査を計画的・意図的に実施します。

（記名・無記名、選択式・記述式、学校実施・持ち帰り等、様々な方法を組み合わせて実施）

○全てのアンケート結果、生活意識調査等を保存します。

（児童・生徒の過去の状態を確認するため、児童・生徒が記入した用紙は、卒業の年度末から３年間保存）

（イ）いじめの防止等の取組についての学校への事例提供

（早期発見のための取組・事例について、校長会や副校長会、生活指導主任研修会等で提供）

（ウ）外部専門家等の活用

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校コーディネーター等の関係者の情報をもとに、早期発見に向けた取組を実施）

ウ　早期対応

（ア）人材の派遣

○「スクールソーシャルワーカー」を派遣します。

（学校や家庭における児童・生徒や保護者が抱える課題に対し、福祉の視点から周囲の環境の改善について家庭的な支援を実施）

○「巡回相談」を実施します。

（心理相談員や作業療法士、研究主事が直接学校を訪問し、主に通常の学級に在籍する児童・生徒への学級支援について助言。相談内容は校内委員会で報告し、教職員及び保護者との共通理解を推進）

○指導主事を派遣します。

（被害児童・生徒が受けた心身の苦痛の状況、加害児童・生徒の行為の重大性、いじめに至ったと見られる背景等から、学校へ指導）

（イ）必要な支援・措置

（具体的な報告を学校に求めて必要な支援を行うとともに、報告についてはいじめであるかどうか判断に迷うケースについても見逃さずに認知するよう繰り返し指導を実施）

（６）教員研修の充実

ア　教職員、児童・生徒と関わる市職員の資質・能力及び意識の向上

○市主催のいじめの防止等に関する研修を実施します。

（市立学校の教職員及び児童・生徒と関わる市職員に対して、最新の知見や教育課題に基づくいじめの防止等に関する研修を職層や経験年数等に応じて実施）

○授業力の向上を図る研修を実施します。

（年次研修や夏季休業中の研修等による、児童・生徒が主体的に取り組み、対話等を通して互いのよさを認め合える授業の実践を目指した資質・能力の育成）

（7）相談体制等の構築

（いじめの早期発見のための措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第１６条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（通報及び相談体制等の整備－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第１５条　市長は、いじめの防止等のため、子ども、保護者及び市民が通報及び相談を行うことができる体制を整備し、これを周知するものとする。

２　学校は、いじめの防止等に向け、専門的知識を有する者を活用し、当該学校に在籍する子どもの状況を把握するとともに、当該学校に在籍する子ども及び保護者が相談できる体制を整備するものとする。

市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備します。

ア　「いじめ相談窓口」の設置（八王子市役所　3階 総合経営部内）

イ　市の相談機関、その他のいじめに関わる相談窓口をリーフレットに記載して配布

ウ　いじめに関する通報及び相談を受け付ける窓口の周知

エ　教職員以外の人材についての周知

事案により「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「巡回相談員」がいじめの相談を受けることを周知

（8）保護者や地域等への働きかけ

ア　保護者・地域向けの啓発活動の実施

（いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制についての必要な啓発活動の実施）

イ　地域・関係機関への周知及び意見交換の実施

（小・中学校ＰＴＡ連合会や保護司会、青少年対策地区委員会等への「いじめを許さないまち八王子条例」「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」及びいじめの防止等に関する施策の周知、意見交換の実施）

ウ　市及び教育委員会のホームページ、広報誌の活用

（「いじめを許さないまち八王子条例」及び「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本

的な方針」の趣旨を掲載するとともに、スマートフォン、ＳＮＳ等の使用方法についての呼びかけを実施）

（９）学校評価

ア　学校評価に関する指導・助言

○学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の取組の実施状況を、学校評価の項目へ位置付けます。

八王子市立学校の保護者向けアンケート・地域向けアンケート

・いじめ防止への対応

「学校は、いじめの未然防止への取組、いじめの早期発見、早期対応等いじめを許さない学校づくりに取り組んでいる。」

八王子市立学校の児童・生徒向けアンケート（小学校５学年以上対象）

・いじめ防止への対応

「先生たちは、いじめを起こさせない取組、発生した場合には直ちに対応をするなど、いじめを許さない学校づくりに取り組んでいますか。」

○学校評価の結果について分析し、基本方針を見直していじめの防止等の取組に生かせるよう、計画から実行・評価・改善の流れを、学校として確立させます。

○学校評価の結果を受けて実施する教職員の自己評価において、いじめの有無や数に注目し、それのみを評価するのではなく、日常の児童・生徒理解やいじめの防止等、組織的な取組を改善するよう指導・助言します。

２　市立学校における取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針－「いじめ防止対策推進法」から）
第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

市立学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ対策委員会を中心として、校長のリーダーシップの下、八王子市教育委員会とともに適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要です。その基本方針として、各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

ア　内容

学校として行ういじめの防止等の基本的な方向や、取組の内容を盛り込みます。

（ア）いじめの防止等の基本的な方向

○学校の教職員、児童・生徒、保護者（家庭）、地域住民、関係機関が「いじめ」について共通の認識をもつことで、誰でも迷わずに相談できます。

○組織的・計画的な取組と事案の解決に向け連携するために、いじめの定義、いじめの解消の定義、いじめの禁止の定義を示します。

（イ）いじめの防止等の取組の内容

○「学校いじめ防止プログラム」

いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりが体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容を年間の学校教育活動に定めます。

○「早期発見・事案対処のマニュアル」

①いじめの情報共有の手順及び共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めます。チェックリストを作成します。

②組織的に対応できる体制を明記します。

③加害児童・生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めます。

（ウ）学校いじめ防止基本方針を見直すためのＰＤＣＡサイクルを盛り込みます。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組に対する達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を示します。

イ　策定に関する留意点

（ア）国や東京都、いじめを許さないまち八王子条例、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針を参考とします。

（イ）具体的な連携について、保護者（家庭）、地域住民、関係機関との協議を重ねながら定めます。特に、いじめの防止等における「学校サポートチーム」の役割を示します。

（ウ）学校全体でいじめの防止等に取り組むという観点から、児童会や生徒会活動等を通して児童・生徒の意見を取り入れます。

（エ）策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにします。また、学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず各年度の開始時に児童・生徒、保護者に説明します。

（２）「学校いじめ対策委員会」の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織－「いじめ防止対策推進法」から）
第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（学校及び学校の教職員の責務－「いじめを許さないまち八王子条例」から）
第６条第２項　学校には、法第２２条に規定するいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、学校及び学校の教職員は、相互に情報共有を図る責務を有する。

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題への取組を行うに当たって、中核となる役割を担うために設置します。

ア　設置に関する留意点

（ア）常設の組織とします。

（イ）校長、副校長、スクールカウンセラー等の専門家を中心に、複数の教職員と学校の実情に応じた人選により構成します。

（ウ）緊急度や規模、内容に応じて構成を工夫・改善する組織とします。

イ　役割

（ア）年間計画の作成・実施

（イ）定例会議の設定

（ウ）情報収集・共有

（エ）いじめの認知

（オ）対応方針の協議

（カ）児童・生徒等に対応する教職員等への指導・助言

（キ）記録の保管・引き継ぎ

（ク）学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ　組織の運営

（ア）会議を開催する際は、事案の緊急度、範囲や規模、内容等に応じて出席者を決定します。

（イ）学校いじめ対策委員会がいじめを受けた児童・生徒を徹底して守り、事案を解決する相談・通報の窓口であることを、児童・生徒や保護者に繰り返し説明します。

（ウ）児童・生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童・生徒が学校いじめ対策委員会の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているかを調査し、取組の改善につなげます。

（エ）重大事態の調査を行う場合は、学校いじめ対策委員会を母体としつつ、事案の性質に応じて委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表等を加えたり、適切な専門家を加えたりして対応します。

（３）未然防止

（学校におけるいじめの防止－「いじめ防止対策推進法」から）
第１５条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

ア　児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出

（ア）魅力ある授業の実現

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行います。

○児童・生徒が話し合い、学び合うことで互いのよさを実感する授業を実践します。

○児童・生徒一人ひとりに目標をもたせ、集中して学習に取り組むよう、学習意欲を高める授業を行います。

（イ）豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導

○学校の教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動を充実させます。

○道徳科の授業においては「友情、信頼」「親切、思いやり」の項目で、必ずいじめの防止等に関わる内容を取り上げ、身近な人間の存在がいかに大切かを指導します。

○校内研修等を通して、教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進めます。

○以下のような人権上の配慮が必要な児童・生徒については、当該の児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携し、教職員間での適切な情報共有を行いながら他の児童・生徒に対して指導を行います。

①発達障害を含む障害がある児童・生徒

②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒

③東日本大震災等により被災した児童・生徒

○東京都や市で作成した指導資料を活用し、ＳＮＳの利用を含めた情報通信機器に関わる情報モラルについての指導を、保護者と協力して行います。

（ウ）自己肯定感や自己有用感を高める取組の充実

○児童・生徒一人ひとりが活躍できる場や機会を設定します。

①学年や発達段階に応じた目的や役割を、児童・生徒一人ひとりに設定します。

②特別活動を中心に、異年齢交流活動、係・委員会活動、クラブ・部活動を通して、児童・生徒一人ひとりが達成感を味わえるような活動を行います。

③児童・生徒同士が問題や課題に集団で取り組むことで、心の結び付きや信頼感を深められるようにします。

（エ）よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

○学級活動における話合いを通して次のような態度を育成します。

①児童・生徒が学級・学校や地域社会の一員として、よりよい生活をつくろうとする態度

②答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度

（オ）児童・生徒と教職員の信頼関係の構築

○教職員一人ひとりが次の点に十分に留意します。

①児童・生徒との普段からのコミュニケーション

②児童・生徒の話を受容的・共感的に聴く姿勢

③児童・生徒の多様性を認め一人ひとりを尊重する指導

○どのような小さな不安でも、児童・生徒の相談を教職員が親身に聴き、ともに解決を図っていくことを通じて、信頼関係を築いていきます。

イ　いじめを許さない指導の徹底

（ア）相談についての指導

○児童・生徒がストレスや困難を感じた時に対処する方法として、大人や友だちに相談する方法があることを指導します。特に、悩みや不安があるときは、周囲の信頼できる大人に必ず相談するよう伝えます。

○発達段階に応じて、友だちから悩みや不安を打ち明けられたときの対応について指導します。

（イ）いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

○「いじめ防止に向けた行動指針」を学校内に掲示する等、児童・生徒や保護者等が、学校のいじめの防止等の対策について理解するよう工夫します。

○「学校いじめ防止基本方針」の概要、いじめに該当する行為等を示したポスターを掲示します。

（ウ）「いじめに関する授業」の実施

○全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施します。（３回以上）

①全ての児童・生徒に対していじめは絶対に許されない行為であることを理解させます。

②児童・生徒が話合いを通じて考える活動を行います。

③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導します。

④同じ言葉や行為でも、状況や立場によって捉え方が異なることについて指導します。

（エ）弁護士等を活用した「いじめ予防授業」の実施

○必要に応じて、「法教育プログラム」等を活用し、弁護士を講師として招いて「いじめ予防授業」を実施します。

○弁護士以外にも、人権擁護委員や医師等を活用して「いじめ予防授業」を実施します。

ウ　児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度を育成する取組の推進

（ア）児童会・生徒会活動による取組

○児童会・生徒会等で話し合い、合意形成と自己決定を重視した取組を行えるようにします。

○児童会・生徒会活動の中で、児童・生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどして、いじめ防止の取組が推進されるようにします。

○話し合われた内容を基に、全ての児童・生徒が考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるように、教職員が児童・生徒に取組を促す指導を行います。

（イ）東京都や市で作成した指導資料に基づく「学校のルール」「家庭のルール」の取組

○児童・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動するために、全ての学校において指導資料に基づいて、学級や学年で児童・生徒同士が話し合って「学校のルール」を決めます。

○家庭での話し合いで「家庭のルール」が決められるよう、保護者への啓発を行います。

（ウ）児童・生徒が互いに認め合う取組

○児童・生徒が互いのよさを認め合い、信頼を高めることができるような、自己肯定感や自己有用感を育む取組を行います。

○教職員が率先して児童・生徒のよさを発見し、そのよさが集団の中でどのように生かされているかを児童・生徒に伝えます。

○異学年で構成された班ごとに、意見を交流する取組を行います。

エ　保護者（家庭）、地域、関係機関等との共通理解

（ア）「学校いじめ防止基本方針」の内容やいじめ防止に向けた取組について、年度当初の、保護者会、学校運営協議会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に説明するとともに、道徳授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えて繰り返し説明し、理解を図ります。

（イ）「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校だより」等を活用して内容を周知します。

（ウ）「学校サポートチーム」の会議を学期の始め等、定期的に開催して、「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築きます。

（4）早期発見

（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第２３条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

（いじめの早期発見のための措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第１６条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（学校及び学校の教職員の責務－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第６条第３項　学校及び学校の教職員は、子どもの相談及び訴えに正面から向き合い、当該学校に在籍する子ども及び保護者が安心して相談ができる環境を整える責務を有する。

ア　児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築

（ア）学校は、全ての児童・生徒に対して、一人以上の相談できる大人が存在できるように、スクールカウンセラーを中心に働きかけます。

（イ）小学校５年生及び義務教育学校５年生、中学校１年生及び義務教育学校７年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行います。その他の学年においても、児童・生徒がスクールカウンセラーと関わる時間を設定します。

（ウ）外部相談機関を、児童・生徒及び保護者に周知します。

（エ）児童・生徒や保護者が、他の人に知られないように教職員に相談できる工夫を各学校で行います。

イ　いじめの定義の正しい理解に基づいた確実な認知

（ア）いじめの定義と重大事態の定義に対して教職員が正確に理解します。

（イ）「いじめやいじめの疑いがある状況」に気付いた教職員は、いじめかどうかの判断を自分で行うのではなく、必ず「学校いじめ対策委員会」に報告し、「学校いじめ対策委員会」が判断します。

（ウ）一人ひとりの児童・生徒の状況を確認し、「苦痛を感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断し、いじめの認知を行います。

（エ）被害児童・生徒が苦痛を感じていない場合でも、加害児童・生徒の行為が人権意識を欠く言動である場合はいじめと認知します。

ウ　児童・生徒の言動からの初期段階のいじめの察知

（ア）学級担任等は、日常的に児童・生徒への言葉掛けを行い、様子を観察します。

○児童・生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの関わりを深めます。

○児童・生徒の小さな兆候について、いじめではないかという疑いをもって関わります。

（イ）学級担任等は年間３回程度、個人面談を実施します。

○いじめを含め、児童・生徒が抱える悩みや不安を把握し相談に応じます。

○必要に応じて、スクールカウンセラーから事前に指導・助言を受けます。

（ウ）学期初めに「生活意識調査」や「いじめに関わるアンケート」を活用して児童・生徒の状況を観察します。

○教職員が確認した児童・生徒の状況について「学校いじめ対策委員会」が情報を集約し、気になる様子が確認された児童・生徒に対しては速やかに保護者に連絡する等、教職員で分担して対応します。

○児童・生徒が抱える問題の背景等を把握するため、「学校は楽しいか」「体調や気分はどうか」「学習の定着や進路に不安はないか」「人間関係での悩みはないか」等について、アンケート形式で「生活意識調査」等を定期的に実施します。

エ　全教職員による児童・生徒の状況の把握

（ア）一人ひとりの教職員が気付いたことを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みを構築します。

○各学校でいじめに関わる報告・連絡の具体的な手順や方法を定め、全教職員への理解を徹底します。

（イ）「学校いじめ対策委員会」で確認された児童・生徒の気になる様子については、いじめ行為の有無に関わらず、教職員間で情報を共有して対応します。

オ　保護者（家庭）、地域、関係機関からの情報提供や通報体制の構築

（ア）学校相談体制と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教職員以外の人材への相談方法等を保護者（家庭）に周知します。

（イ）保護者（家庭）、地域や関係機関からの情報提供や通報が行われるよう、それぞれの組織等の定期的な会合・会議の際に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明し、連携・協力体制を築きます。

（ウ）学校非公式サイト等の監視による情報を受け取った場合、該当すると思われる児童・生徒の状況を迅速に確認する等、いじめの早期発見に努めます。

（５）早期対応

（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第２３条第３項　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

ア　「学校いじめ対策委員会」を核とした対応

（ア）教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定します。

（イ）役割分担に応じて行った対応については、確実に「学校いじめ対策委員会」に報告して助言を受けます。

（ウ）いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管します。

○記録は、事実確認とともに、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのように対応したか。児童・生徒はどのように対応したか。」などの対応が明確になるような様式を定めます。

イ　いじめの程度に応じた対応

（ア）被害児童・生徒に対しては、その心身の苦痛の程度に応じて対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行います。

○保護者に対しては、どんなに軽微な事例についても必ず連絡をし、学校としての対応を丁寧に伝えます。

（イ）加害児童・生徒に対しては、その児童・生徒が行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導します。

○加害児童・生徒への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行

為であるとの認識で行いますが、好意で行った言動や意図せずに行った言動が結果的にいじめに該当する場合は、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮します。

（ウ）観衆・傍観者に対しては、その状況を面白がったりはやし立てたりすることや、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っていることが、いじめを助長してしまっている場合があることを理解させ、適切に指導します。

○観衆・傍観者については、学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童・生徒と同様に継続した支援を行います。児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応します。

ウ　重大事態につながらないための対応

（ア）いじめの対応では、被害児童・生徒の安全確保と不安解消を確実に行います。

○授業中や休み時間に複数の教職員が観察するとともに、必要に応じて登下校に付き添うなど、教職員全体で、被害児童・生徒を守り抜く姿勢を明確にします。

○心理的ストレスや不安の解消のため、スクールカウンセラーとの面談により、心のケアを行います。

（イ）加害児童・生徒への対応は、いじめをやめさせ、再発を防止するために「学校いじめ対策委員会」が長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的な指導を行います。

○スクールカウンセラーと連携し、加害児童・生徒へのアセスメントを行うなど、いじめの背景に考慮した指導の充実を図ります。

○保護者には事前に指導方針を丁寧に説明した上で、事実や学校の対応について理解を求め、連携・協力して指導します。

○家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した福祉的な支援を行います。

エ　保護者の理解に基づいた対応

（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第２３条第５項　学校は、当該学校の教職員が第３項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（ア）学校は、児童・生徒への対応に先立って、被害及び加害児童・生徒の両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送れることを目指して組織的に対応していくことについて理解を得られるよう努めます。

○表面的な謝罪によって解決を図るのではなく、可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童・生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定します。

オ　地域・関係機関との連携

（ア）いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策のため

の保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明します。

○保護者には、学級や学年の児童・生徒が、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるよう、家庭での話し合いを依頼します。

○被害及び加害児童・生徒に対しては、専門的な支援や指導が必要な場合、「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議します。

○被害及び加害児童・生徒の保護者に対しては、ＰＴＡ等の役員会、学校運営協議会等の働きかけが効果的な場合は、協力を依頼します。

（イ）八王子市全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、地域の方（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）や、当該児童・生徒が地域の体育施設や児童館、学童保育所等を利用している場合にはその職員による言葉掛け、登下校時の見守りなどを依頼します。

カ　警察との連携

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべき事例に関しては、「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』に基づく連絡実施にかかるガイドライン」（平成１６年７月３０日）」により、警察と連携して指導に当たります。

キ　八王子市教育委員会への報告

（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第２３条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

学校は、いじめの発生について、些細なものも１件として教育委員会に報告し、必要に応じて教育委員会に支援を求めます。

（６）相談体制等の構築

（いじめの早期発見のための措置－「いじめ防止対策推進法」から）

第１６条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

児童・生徒及び保護者が、いじめに関して学校に相談することは、当該児童・生徒が被害児童・生徒であるか否かに関わらず、多大な勇気を要します。これを踏まえ、学校は、一人以上の相談できる大人が存在できるよう児童・生徒に働きかけ、誰でも安心していじめに関する相談ができる体制を構築します。同時に、学校に相談しにくいことについては外部の相談窓口があることを周知します。

ア　具体的な取組

（ア）スクールカウンセラーによる面接の実施

○小学校５年生及び義務教育学校５年生、中学校１年生及び義務教育学校７年生全員を対象とします。その他の学年においても、スクールカウンセラーと関わる時間を設定します。

（イ）年間を通した計画的な児童・生徒の状況把握

○アンケート、生活意識調査、個人面談、家庭訪問等を各月に実施するよう努めます。

○アンケート等の結果については、学校として分析を行った上で、用紙を児童・生徒の卒業の年度末から３年間保存します。

○学校いじめ対策委員会で、いじめの実態把握や対応の在り方について協議します。

（ウ）全教職員による児童・生徒の相談への適切な対応

○スクールカウンセラーからの助言や学校内外の研修を通して、全教職員が教育相談の技能を身に付けます。

（エ）児童・生徒や保護者への確実な周知

○全教職員がいつでも相談に応じます。

○実際の相談内容について教職員間で情報を共有し、相談者が学校に対して不信感をもつことのないよう、迅速に対応します。

○相談内容については、被害児童・生徒の安全を第一に考え、学校として秘密を守って対応します。

○スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を周知します。

（オ）外部相談機関の連絡先の児童・生徒や保護者への定期的な周知

○「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を各学期の初めに配布します。

（カ）児童・生徒や保護者が、他の人に知られないように教職員に相談できる体制の整備

○いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組等、学校ごとに様々な方法により相談の受付を行います。

（7）教職員の意識向上と組織的対応の徹底

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上－「いじめ防止対策推進法」から）
第１８条第２項　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（学校評価における留意事項－「いじめ防止対策推進法」から）
第３４条　学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

ア「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

○全教職員が、保護者等に対して分かりやすい言葉で概要を説明できるように、校内研修において内容を共通理解するための機会を設けます。

○校内研修や職員会議等において、「チェックリスト」を用いて一人ひとりの取組状況に関する定期的な点検を行います。

イ「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

○構成員を明確にします。

○構成員にはスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーを必ず加え、会議を行います。

○校内における各種委員会を活用する等、定期的に会議を開催します。

○いじめに関する報告の手順や方法、解決への流れやそれぞれにおける役割を、教職員だけでなく児童・生徒及び保護者が理解できるように示します。

○いじめの防止等のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知します。

○学校サポートチームは学校いじめ対策委員会を支援します。

○迅速な対応が必要な場合等、会議に委員全員がそろわないことを想定し、会議の内容を必ず記録し、適切に保管します。

ウ「いじめに関する研修」の実施

○校内研修を年間３回以上実施します。

（ア）年度当初の１回目の研修においては、「学校いじめ防止基本方針」の内容を全教職員で共通理解します。

（イ）３回のうち１回は、全教職員でいじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定されている「重大事態」の内容について共通理解します。

（ウ）２回目以降の校内研修や職員会議等において、「チェックリスト」を用いて教職員一人ひと

りが自分の取組を振り返ります。

（エ）校長はその「チェックリスト」をもとに適切な助言を行います。

（オ）全教職員が、いじめに関する施策や学校いじめ防止基本方針の内容を理解し、組織的な対応ができるようにします。

（カ）本研修を通して教職員が軽微な段階でいじめに気付くことをねらいとします。

エ　ＰＤＣＡサイクルによる取組の自己評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

○いじめの認知件数で学校の取組を評価するのではなく、日常より児童・生徒とコミュニケーションを図り、その特性を理解して、小さな変化を見逃さない学校としての体制・取組を評価します。

○年間計画に基づき、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組を確実に実施します。

○年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、ＰＤＣＡサイクルの中で検証し、次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を見直します。

オ　コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

○いじめの解決に向け、教職員が情報を共有して組織的に取り組める環境を整えます。

（ア）管理職をはじめとする全教職員が、互いの立場を理解して言葉掛けを行います。

（イ）全教職員が主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにします。

（ウ）年齢や経験年数、その学校での在職期間に関わらず、互いに助言できる関係をつくります。

（８）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進－「いじめ防止対策推進法」から）

第１９条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

３　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成１３年法律第１３７号）第４条第１項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

ア　児童・生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

イ　各家庭において、保護者と児童・生徒が話し合ってインターネット等の利用についてルールを

決めることができるように、保護者に対して啓発を行います。

ウ　インターネットを通じて誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った児童・生徒に対して直ちに指導を行い、保護者と連携して、その内容の拡散防止と削除の徹底を図ります。

エ　被害児童・生徒の心のケアを行うとともに、当該児童・生徒の意向を踏まえ、保護者と連携しながら、加害児童・生徒との関わりの修復等を支援します。

オ　ＳＮＳを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合には、グループの児童・生徒全員に対して指導を行い、関係修復について話し合わせたり助言を行ったりします。

（９）いじめの解消

いじめが解消されたかどうかの判断は、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が以下に示す２つの条件が満たされていることと、児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が行います。

（いじめ解消の定義－「いじめの防止等のための基本的な方針」から）

いじめの解消は、次の２点の要件が満たされている必要がある。

①被害児童・生徒に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも３か月は継続していること。

②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

○いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性を考えて、組織的な対応を継続します。

３　保護者（家庭）の取組

（保護者の責務－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第７条　保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する子どもがいじめを受けたときは、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

３　保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

○日頃から子どもの様子を見守り、小さな変化に気付くよう努めるとともに、子どもが些細なことでも相談できるよう、子どもと関わる時間を確保します。

○子どもの様子に疑問を感じた際には、「子ども見守りシート」を活用して子どもの様子を丁寧に確認し、学校に情報を提供します。

※保護者（家庭）から情報を受けた場合、学校は速やかに対応し状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行います。

○子どもがいじめを受けたとき、またはいじめを受けている可能性があるときは、学校に連絡して以後の対応を話し合うとともに、当該の子どもの安全を第一に考えて保護します。

○子どもが「自分は人の役に立っている」「自分は必要な存在である」と実感できるよう、日頃から子どもに言葉で伝えます。

○いじめは許されないことであると繰り返し指導し、いじめについて家庭で話し合うとともに、自分自身の言動に気を付けて子どもの手本となります。

○いじめの定義や特性を理解し、「いじめを許さないまち八王子条例」「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」及び子どもが所属する学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を把握します。

４　地域・関係機関の取組

（市民の役割－「いじめを許さないまち八王子条例」から）

第８条　市民（市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２　市民は、いじめを発見したときは、市、学校又は関係機関に対し、情報を提供するよう努めるものとする。

○地域・関係機関は、掲示やポスター等を活用して「いじめはどのような場面でも絶対に許されない」ことを発信します。

○地域・関係機関は、いじめ問題についての学校や保護者からの相談、地域やその他の関係機関からの情報提供等に応じて、児童・生徒の安全を第一に考えて迅速に対応を行います。

○地域・関係機関は、日頃から学校や教育委員会と適切な連携を図るため、窓口の交換や連絡会議の開催等、情報共有の体制を築きます。

○地域・関係機関は、いじめの定義や当該事案の特性を理解し、「いじめを許さないまち八王子条例」「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の内容を把握します。

Ⅲ　重大事態に関する事項

１　重大事態の定義

（学校の設置者又はその設置する学校による対処ー「いじめ防止対策推進法」から）

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（１）重大事態の意味

ア　「いじめにより」

各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が、当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

イ　「生命、心身または財産に重大な被害」

いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断します。

例えば、

・児童・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　などのケースが想定されます。

ウ　「相当の期間」

不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安とします。

ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

また、児童・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたというという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる必要があります。

２　重大事態発生時の報告

（公立の学校に係る対処－「いじめ防止対策推進法」から）
第３０条　地方公共団体が設置する学校は、第２８条第１項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

（1）重大事態の該当性判断

重大事態の該当性判断は、学校の調査等により、それぞれの要件（自殺や怪我、精神疾患、不登校等）といじめとの因果関係が確実になった時点で「重大事態」と判断するものではない点に留意します。

学校は重大事態に該当する疑いのある事案を把握した場合は、速やかに学校のいじめ対策委員会を開催し、重大事態に該当するか否かの判断を行います。なお、重大事態に係る対処は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要があることから、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談した上で、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。

ア　「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた場合の判断

（学校の設置者又はその設置する学校による対処－「いじめ防止対策推進法」から）
第２８条第１項第１号　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（判断の目安）

- 児童・生徒が自殺を企図した場合（例）自死行為（未遂含む）
- 身体に重大な障害を負った場合（例）骨折、打撲傷、火傷等
- 金品等に重大な被害を被った場合（例）多額の金銭や所持品を脅し取られる等
- 精神性の疾患を発症した場合（例）うつ病等の精神疾患等

特に犯罪行為との関連が認められる場合は、警察をはじめとする関係機関や専門家等と連携し、速やかに対応します。

重大事態と考えられる具体的事例

①児童・生徒が自殺を企図した場合
　○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
②心身に重大な被害を負った場合
　○リストカットなどの自傷行為を行った。
　○暴行を受け、骨折した。
　○投げ飛ばされ脳震盪となった。
　○殴られて歯が折れた。
　○カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
　○心的外傷後ストレス障害と診断された。
　○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
　○多くの児童・生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
　○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
③金品等に重大な被害を被った場合
　○複数の児童・生徒から金品を強要され、総額１万円を渡した。
　○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
　○欠席が続き（重大事態の目安である３０日には達していない）当該校へは復帰できないと判断し、転学（退学）した。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　文部科学省　平成２９年３月】

イ　「児童等が相当の期間欠席」をしている場合の判断

（学校の設置者又はその設置する学校による対処－「いじめ防止対策推進法」から）
第２８条第１項第２号　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（判断の目安）
○概ね３０日程度の欠席（事案によっては３０日を待たずに判断する）
　ただし、欠席の日数が３０日になった時点で重大事態であると判断して対応を始めたとしても、調査委員会の設置等には時間がかかることから対応が遅れることが考えられます。このことから、市立学校は目安である３０日を待つことなく、明確な理由がなく、連続で１週間欠席した時、または連続ではないものの欠席日数が７日間になったときには、教育委員会に相談し、情報共有を図り連携して対応します。

ウ　児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあった場合の判断

（重大事態の意味について－「いじめの防止等のための基本的な方針」から）
児童・生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき。

（判断の目安）

○いじめの有無や因果関係が明白でなくとも、児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあり、重大な被害が生じていることが明白な場合。

（２）報告書の提出

市立学校は、重大事態の発生を判断した場合、電話等で直ちに教育委員会へ重大事態の発生を報告した上で、即日に対応し、改めて数日以内に文書にて教育委員会教育長宛てに重大事態発生の経緯を報告します。（この時点では、いじめの有無やいじめとの因果関係が確認できていなくてもよい。）この報告書の作成に当たっては、５Ｗ１Ｈを明確にして事実を簡潔に記載します。

なお、報告書を受理した教育長は、教育委員に重大事態の発生を報告するとともに、報告書の写しを市長へ提出します。

３　重大事態発生時の対応

（１）被害児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援

ア　学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

○被害児童・生徒が二度といじめを受けることがないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保します。

○学校は、校長のリーダーシップの下、教育委員会の助言を受け、被害児童・生徒の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行います。

○学校の指導により、加害児童・生徒によるいじめの行為が行われなくなっても、被害児童・生徒の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行います。

イ　保護者への説明

○学校は、被害児童・生徒の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供します。

○学校は、調査結果とともに、被害児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告します。

ウ　外部人材や関係機関との連携

○被害児童・生徒が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認します。

○財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害児童・生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努めます。

○精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行います。

（２）加害児童・生徒に対する指導及び支援

ア　教職員の毅然とした指導

○複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童・生徒の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導します。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止します。

○加害児童・生徒が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるように指導します。

イ　保護者への説明、協力関係の構築

○加害児童・生徒に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにします。

○被害児童・生徒と加害児童・生徒の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすること等が想定される場合には、校長は教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図ります。

○いじめに関わる児童・生徒の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応します。

ウ　教職員、スクールカウンセラーによる支援

○加害児童・生徒の行為の背景には、加害児童・生徒が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあります。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童・生徒が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導します。

エ　別室での学習の実施

（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」）

第２３条第４項　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

加害児童・生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害児童・生徒が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害児童・生徒を被害児童・生徒が学習する教室以外の教室等で学習させます。

オ　警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」）
第２３条第６項　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

○加害児童・生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処します。
○学校で指導を行っているにもかかわらず、加害児童・生徒の行為に改善が見られない等、被害児童・生徒に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求めます。
○その他、加害児童・生徒の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行います。

カ　懲戒による指導、出席停止による他の児童・生徒の安全確保

（校長及び教員による懲戒－「いじめ防止対策推進法」）
第２５条　校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。
（出席停止制度の適切な運用等－「いじめ防止対策推進法」）
第２６条　市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

○加害児童・生徒への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害児童・生徒や周囲の児童・生徒の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加えます。
○教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、加害児童・生徒の保護者に対して出席停止を命ずるなど、被害児童・生徒や周囲の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。
○措置を講ずる場合には、被害児童・生徒の学習環境の確保と加害児童・生徒の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施します。特に、加害児童・生徒の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該児童・生徒の実態を考慮して適切に指導・支援を行います。

（３）周囲の児童・生徒に対する指導・支援

○周囲の児童・生徒についても、学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童・生徒と同様に継続した支援を行います。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられます。

○児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応していきます。

（４）保護者（家庭）、地域、関係機関との連携による問題解決

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の児童・生徒を通して、多くの保護者がその事実を知ることになります。学校は、被害児童・生徒の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者や PTA 役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼します。

重大事態が、被害児童・生徒と加害児童・生徒の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の児童・生徒や保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進します。

ア　保護者・PTA 等の協力体制

○加害児童・生徒が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害児童・生徒が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状について説明します。

○必要に応じて、問題の解決や事態の収拾のため、保護者や PTA 役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協力体制を確立します。

イ　「学校サポートチーム」を核とした協力体制

○加害児童・生徒が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害児童・生徒が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、学校運営協議会や地域住民や警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって問題を解決する体制を確立します。

４　調査の主体と組織、実施

（１）調査の趣旨

本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

（２）調査の主体

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。重大事態の調査主体については、教育委員会が学校との協議の上、「学校が主体となるか」「教育委員会が主体となるか」について判断します。その際、学校や教育委員会の附属機関のみで構成する調査組織とするか、学校や教育委員会の附属機関に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断する必要があります。

（３）調査組織の構成と種類

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成します。そのため、学識経験を有する者、専門的知識（法律、医学、心理等）を有する者、警察関係者、福祉関係者等の、第三者（当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者）の参加を図るよう努めていきます。

調査を行うための組織の構成に関わる留意事項

調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点から配慮に努めることが求められます。また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられますが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第２２条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。

ア　学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ対策委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

学校が主体となって調査を行う場合の組織の設置イメージ

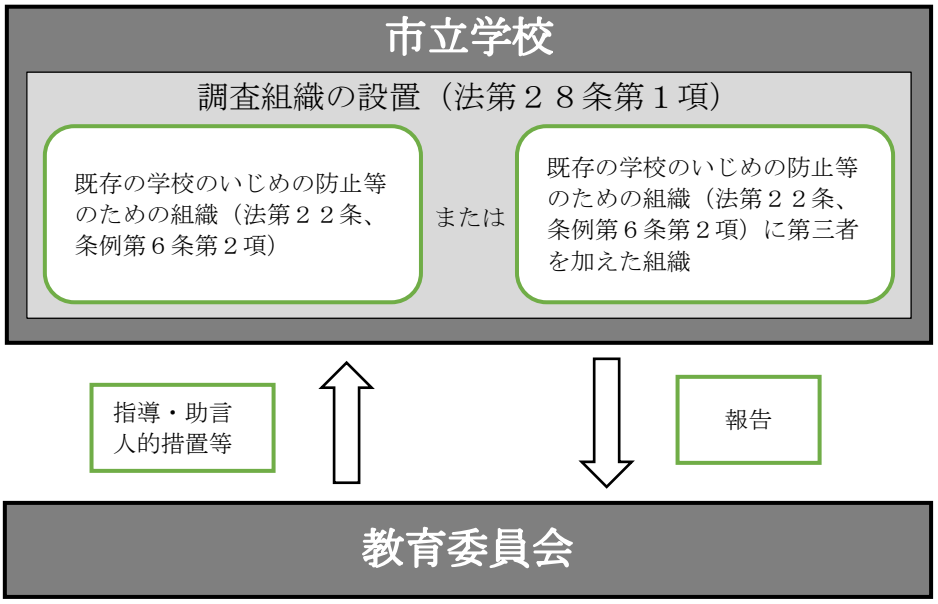

イ　教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行います。教育委員会が行う場合は、教育委員会の附属機関である「八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行います。

教育委員会が主体となって調査を行う場合の組織の設置イメージ

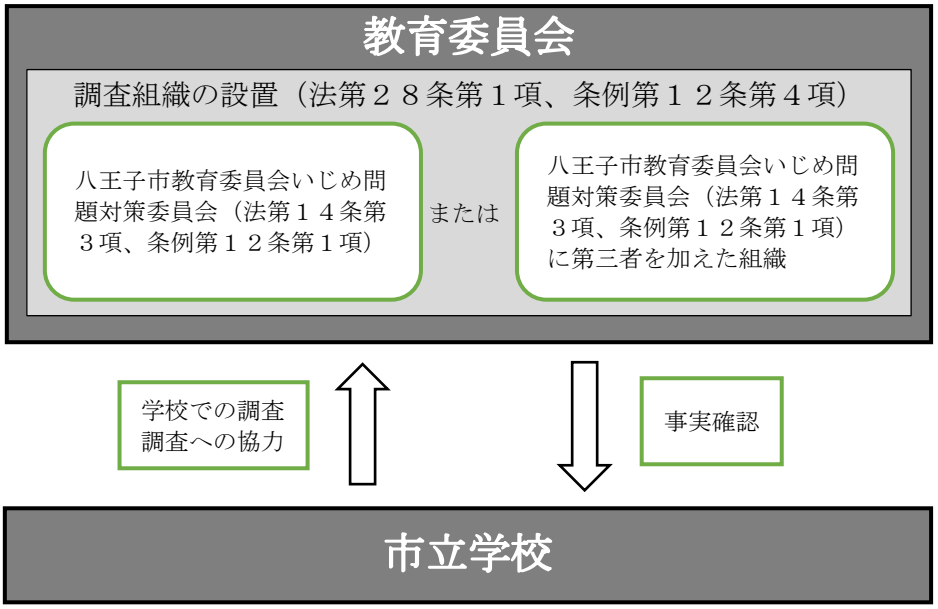

（4）被害児童・生徒及びその保護者等に対する調査方針の説明

ア　調査実施前に、被害児童・生徒及びその保護者に対して調査方針等について説明します。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられますが、状況に応じて適切に主体を判断します。

イ　調査を実施するに当たり、調査方針等について、加害児童・生徒及びその保護者に対しても説明を行います。その際、加害児童・生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ります。

（5）事実関係を明確にするための調査の内容と方法

事実関係を明確にするための調査項目（例）

□いつ（いつ頃から）
□誰から行われ
□どのような態様であったか
□いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか
□学校・教職員がどのように対応したか

以上の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とせず、学校と教育委員会が事実と向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。不都合なことがあったとしても、教育委員会及び学校は、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

ア　被害児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

（ア）被害児童・生徒から十分に聴き取りを行うとともに、原則として、在籍する児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

（イ）調査による事実関係の確認とともに、加害児童・生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止します。

（ウ）被害児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をします。

（エ）これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応に当たります。

イ　被害児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

（ア）被害児童・生徒の入院や死亡などで聴き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

（イ）調査方法は、原則として、在籍児童・生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査など

を行います。

ウ　自殺の背景調査における留意事項

（ア）児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。

（イ）この調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行います。

（ウ）いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、以下の事項に留意の上、「児童・生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとします。

学校における調査等

当該児童・生徒への聴き取りやアンケートの実施などにより、事実を明らかにし、対応及び再発防止策の策定を行っていきます。特に重大事態への対応については、より詳細かつ慎重な対応が求められます。

１　調査の内容
（１）いつから （２）だれから （３）どのような行為が行われたのか （４）いじめの背景 （５）教職員の対応について
２　調査の方法・対象
方法…（１）アンケート、（２）聴き取り、（３）各種記録等 対象…（１）いじめの加害者・被害者、（２）他の児童・生徒、（３）保護者、 （４）教職員等 ※事案によって、「誰を対象とするのか」「どの方法で実施するのか」について、校長のリーダーシップの下、十分に検討し、組織的に調査を実施する。
３　調査実施の留意点
①　因果関係の特定を急がない。 ②　事実にしっかりと向き合う姿勢で調査を実施する。 ③　被害者及び保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取る。 ④　アンケートがいじめられた児童・生徒や保護者に提供する場合があることを調査の対象者や保護者に理解を得る必要がある。

エ　その他の留意事項

（ア）学校において、いじめの事実の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解

明されたにすぎない場合もあり得ます。このことから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、すでに行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、学校による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

（イ）事案の重大性を踏まえ、教育委員会は積極的な支援を行います。例えば、市立学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の市立学校への転学等の措置を行うことができるよう、教育委員会が市立学校間の連携を図る等の措置を行います。

（ウ）重大事態が発生した場合に、関係のあった児童・生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。教育委員会及び学校は、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

（６）調査結果の提供及び報告

ア　被害児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ここで留意すべき点は、「～適切に提供するものとする。」です。個人情報保護条例及び個人情報保護法との関係において、いじめに関わった児童・生徒の名前については、基本的に仮名での対応となります。また、いじめに関わった児童・生徒の家庭環境等に関する調査結果についても同様で、教育的な配慮を前提とします。

（ア）教育委員会または学校は、被害児童・生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。

（イ）これらの情報の提供に当たっては、教育委員会または学校は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意します。

（ウ）質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、被害児童・生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとります。

（エ）学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導・支援を行います。

イ　調査結果の公表、公表の方法等の確認

（ア）いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。

（イ）調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童・生徒及びその保護者と確認します。

（ウ）報道機関等の外部に公表する場合、他の児童・生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告するようにします。

ウ　加害児童・生徒、他の児童・生徒等に対する調査結果の情報提供

（ア）学校の設置者及び学校は、被害児童・生徒及びその保護者に説明した方針に沿って、加害児童・生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行います。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童・生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童・生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。

（イ）報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童・生徒又は保護者に対して説明することを検討します。

エ　調査結果の報告

（学校の設置者又はその設置する学校による対処－「いじめ防止対策推進法」）

第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（ア）調査結果については、市長に報告します。

（イ）上記アの説明の結果を踏まえて、被害児童・生徒またはその保護者が希望する場合には、当該児童・生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

（７）調査資料の保存及び開示

ア　保存年限

八王子市文書取扱規程に基づき、児童・生徒の卒業後５年保存とする。

イ　開示請求

八王子市個人情報保護条例第１６条の規定により、「開示請求に係る個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。」となっており、開示請求があった場合には、当該条例の規定に基づき決定する。

５　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（公立の学校に係る対処－「いじめ防止対策推進法」）

第３０条　地方公共団体が設置する学校は、第２８条第１項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

４　第２項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

５　地方公共団体の長及び教育委員会は、第２項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（１）再調査

ア　「４（６）エ　調査結果の報告」（P.３９）を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校または八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査を行う必要があると考えられる場合

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※だだし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　文部科学省　平成２９年３月】

イ　当該再調査は、専門的な知識または経験を有する第三者等による附属機関である「八王子市いじめ問題調査委員会」が行います。

ウ　この附属機関については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

エ　この附属機関は、地方自治法第１３８条の４第３項に基づく附属機関として、条例の定めるところにより設置します。

オ　再調査についても、教育委員会または学校等による調査同様、市長は、被害児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

ア　市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

イ　上記の「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事、心理や福祉の専門家等の派遣による重点的な支援を検討するものとし、市長部局においては、児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討します。

ウ　市立学校について再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保します。

（八王子市いじめ問題調査委員会－「いじめを許さないまち八王子条例」）

第１３条　市長は、法第３０条第１項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、同条第２項の規定に基づき、市長の附属機関として八王子市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

２　調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第２８条の調査結果について、法第３０条第２項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。

３　市立学校、教育委員会その他の関係機関は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

４　市長は、第１項の調査委員会を設置したとき、及び第２項の規定による答申があったときは、市議会に報告するものとする。

５　調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

再調査の結果を踏まえた「必要な措置」のイメージ

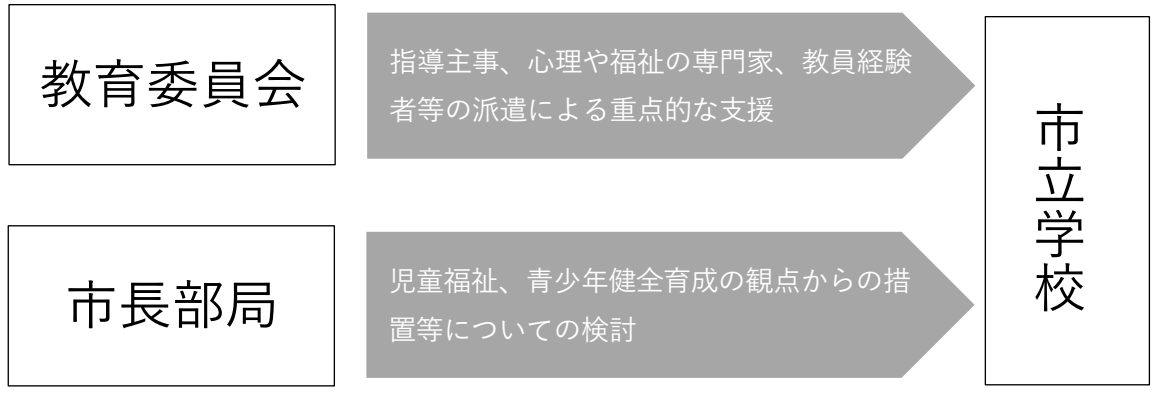

Ⅳ　その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１　八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の見直し

市は、いじめの防止等に向けてより効果のある取組を実施するため、基本的な方針が市の実際の姿に合ったものとなり、機能しているかを年度ごとに点検して必要に応じて見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

２　学校いじめ防止基本方針の公表

市は、市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定状況を確認します。各学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者会や学校説明会、学校ホームページ等で公表します。

八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針
平成 29 年 10 月発行
令和　4年　2月改定

発行／八王子市教育委員会
編集／学校教育部教育指導課
〒192-8501　八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
ＴＥＬ　042-620-7405
ＦＡＸ　042-627-8811
Ｅメール　b302700@city.hachioji.tokyo.jp
ＵＲＬ　http://www.city.hachioji.tokyo.jp/